備前市事務事業評価シート

（平成21年度事業）

事業の概要					
事業開始年度			S46年～	根拠法令・例規等	中小企業信用保険法、備前市商工振興融資斡旋要綱、備前市商工振興融資利子補助金交付要綱、備前市商工振興融資保証料補助金交付要綱、平成16年台風16号災害による被害者に対する借入金利子補給金交付要綱
総合計画	大項目	基本目標	04 もてなしの心とたくましさのあるまちづくり	問合先	担当課（室）：商工観光課
	中項目	基本施策	02 起業と創造が支えるまちづくり		職・氏名：商工労政係長　貞友武典
	小項目	施策	03 工業		電話：0869－64－1832
事務事業名			02 中小企業融資事業	このシート作成に要した時間	3.0 時間

事業の目的	
対象（誰・何に対して）	市内中小企業者
目的（何のために）	市内中小企業の育成、発展
事業の意図する成果（どのような状態にしたいのか）	市内中小企業の経営の安定、事業の拡大を図る。

事業の目的、対象、内容を考えながら妥当性の評価を行って下さい

事業の実績

目的を達成するため実施した事業

細事業名	事業の説明	優先度
商工振興融資斡旋事業	備前市商工振興融資斡旋要綱により、運転資金及び設備資金を斡旋した企業者に対し、備前市商工振興融資利子補助金交付要綱に基づき利子の一部（105件、997,000円）及び備前市商工振興融資保証料補助金交付要綱に基づき保証料の一部（104件、897,000円）を補助する。また、融資を受けた事業者が返済困難となった場合の代位弁済額の内、保険金による補填が不足する額を信用保証協会と市で損失賠償（5件、1,671,519円）を行う。ただし、県信用保証協会との損失補償契約に基づき、求償権を行使して得た元本回収額の一部（4件、840,682円）は返納される。	◎
中小企業信用保険法関係事務	中小企業保険法に基づき、特定中小企業者の認定を行う業務が市に委託されている。直接事業費の計上はないが、認定事務に係る人件費を要する。	◎
中小企業災害融資利子補給事業	平成16年台風16号災害による中小企業被害者で、被害復旧のため必要な資金の融資を受けたものに対し、被災者の金利負担を軽減することを目的として、利子補給金（22件、177,259円）を補助する。	◎

事業費等		単位	平成19年度実績		平成20年度実績		平成21年度実績	
決算額 事業費	直接事業費	千円	5,459		4,320		3,742	
	必要人員 人件費	千円	0.10人	787	0.23人	1,628	0.49人	3,536
	事業費計	千円	6,246		5,948		7,278	
財源	国県支出金	千円						
	受益者負担	千円						
	繰入金	千円						
	市債	千円						
	その他（商工振興融資補償金返納金）	千円	220		397		840	
	一般財源	千円	6,026		5,551		6,438	
受益者負担比率		%	0.0%		0.0%		0.0%	

結果指標名		単位	平成19年度実績	平成20年度実績	平成21年度実績
結果指標	商工振興融資及びＳＮ認定申請取扱件数	説明	商工振興融資斡旋要綱に基づく融資及び中小企業信用保険法認定件数		
	結果指標量	件	50	293	257
	対前年比	%	－	586.0%	87.7%
	活動コスト	円	5,375,000	4,658,000	7,278,000
	単位当たりコスト	円	107,500	15,898	28,319

事業費や単位当たりコストに留意しながら効率性の評価を行って下さい

事業の成果

成果指標名	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度目標値
商工振興融資及びＳＮ認定取扱件数	目標値（A）	100	100	100	100
	実績値（B）	50	293	257	到達目標値
	達成率（B/A）	50.00%	293.00%	257.00%	100

成果指標設定の考え方・式や説明：目標数値に対する実績の割合

事務事業の評価

妥当性の評価

市の関与の妥当性

- ☑ 市が実施するよう法令で義務づけられている
- ☐ 法令で義務づけられてないが、実施しなければ大半の市民の日常生活に支障をきたす
- ☐ 現在市が実施しているが、実施しなくても市民の日常生活に支障をきたさない
- ☐ 事業の内容が一部の受益者に偏っている
- ☐ 対象者は限定的であるが社会的弱者等を対象としている
- ☑ 現在の市を取り巻く環境からも目的・意図する成果は妥当である
- ☐ 事業開始当初の目的から変化してきている
- ☐ 事業開始当初の目的は、ほぼ達成されている

必要性

- ☑ 厳しい財政状況であるが、実施する必要がある

市民ニーズ

- ☐ 市民・団体等から要望・要請が強い

妥当性評価 <A～E>：**B**

効率性の評価

コスト手段

- ☐ 単位当たりコストは前年度と比較して改善している
- ☐ 実施方法（派遣・委託含）を見直すことでコストを下げる余地がある
- ☐ 事務の電子化や事務改善によりコストを下げる余地がある
- ☐ コスト削減の努力はしているが、下がる余地は小さい
- ☐ 受益者負担率は適正である
- ☐ 受益者負担率を見直す余地がある
- ☑ サービスを維持するためこれ以外、他に手段が見当たらない
- ☐ 現在の手段は過剰なサービスのため、改善の余地がある
- ☐ 最適な手段を求めて職場内で改善・研修に努めている

効率性評価 <A～E>：**C**

有効性の評価

目的達成度

- ☐ 成果指標の設定は適切である
- ☐ 成果指標の到達目標値は達成できそうである
- ☐ 成果指標達成率は前年度と比較して向上している
- ☐ 成果指標達成率は80%未満となっている
- ☐ 現在の事業を継続しても成果指標の向上は期待できない

市民参画度

- ☐ 法定事務 ・ 内部管理事務　であり成果は求めにくい
- ☐ 事業について積極的にHPや広報等で情報提供している
- ☐ 事業にはNPO、ボランティア団体等が参画している

有効性評価 <A～E>：**B**

事業の目的やその数値目標である成果指標に留意しながら有効性の評価を行って下さい

進行年度（H22年度）の改革改善内容

状況	拡充	現状継続	見直し	縮小	整理統合	休止	廃止・完了
			○				

説明：引き続き補助金を交付。国の緊急経済雇用対策の実施により、セーフティネット利用の中小企業者が大幅に増加し、市の商工振興融資件数が減少傾向となっている。災害融資利子補給については、平成21年度で完了した。

総合評価

中小企業の振興は重要な業務であり、特に今の経済情勢においては、なくてはならない。今後も続けていく必要があるが、国の制度(セーフティネット)の利用を図ることにより、市制度の利用の減少化を進め、利子補給や保証料補助、倒産した場合における損失補償金の軽減に努めることも重要である。

評価区分 <A～E>：**B**

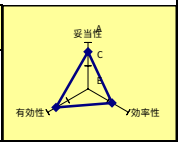

平成23年度の方向性 及び 取組目標

方向性	拡充	現状継続	見直し	縮小	整理統合	休止	廃止・完了
		○					

取組目標：今後の経済情勢により中小企業の経営状況が大きく左右されるが、経営支援は引き続き必要である。